

コンパクト＋ネットワークの取組みの状況について

国土交通省 都市局 都市計画課

1. 地方都市の現状と課題

地方都市の現状と課題

○多くの地方都市では、

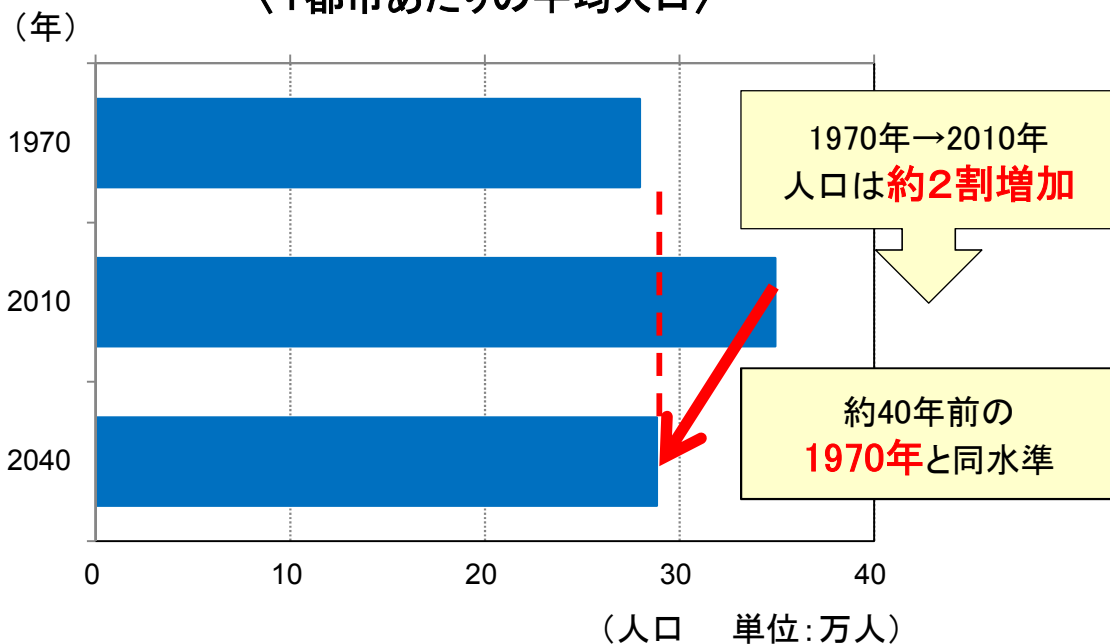
- ・急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
- ・住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
- ・厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。

○こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要。

県庁所在地の人口の推移

(三大都市圏及び政令指定都市を除く)

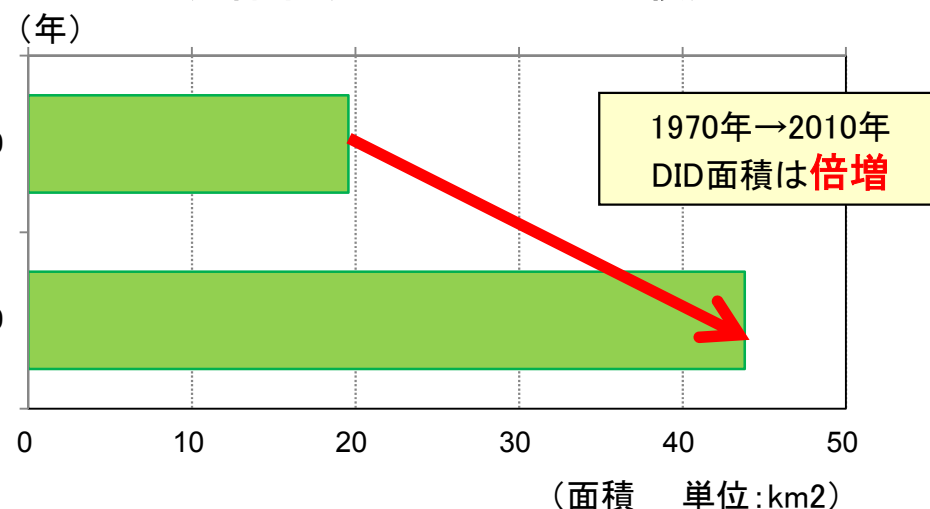
〈1都市あたりの平均人口〉



県庁所在地のDID面積の推移

(三大都市圏及び政令指定都市を除く)

〈1都市あたりの平均DID面積〉



出典: 国勢調査
 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

2. 大都市の現状と課題

大都市の現状と課題

○大都市では、

- ・ 郊外部を中心に高齢者（特に85歳以上の高齢者）が急速に増加する予測
- ・ 高齢者数の急増に伴い医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなる懸念

○こうした状況下では、在宅医療・介護を含めた地域包括ケアを実現するため、既存ストックを活用しながら医療・福祉機能の望ましい配置を推進する必要。

急増する高齢者

■大都市圏における高齢者人口の推移 (2010年→2040年)

		2010年	2040年	増加数	増加率
東京圏	65～74歳	414 万人	517 万人	103 万人	25%
	75～84歳	239 万人	333 万人	94 万人	39%
	85歳以上	79 万人	270 万人	190 万人	240%
名古屋圏	65～74歳	133 万人	150 万人	17 万人	12%
	75～84歳	84 万人	102 万人	18 万人	22%
	85歳以上	29 万人	84 万人	55 万人	191%
関西圏	65～74歳	233 万人	246 万人	12 万人	5%
	75～84歳	141 万人	166 万人	25 万人	18%
	85歳以上	48 万人	149 万人	101 万人	208%

* 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

* 名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県

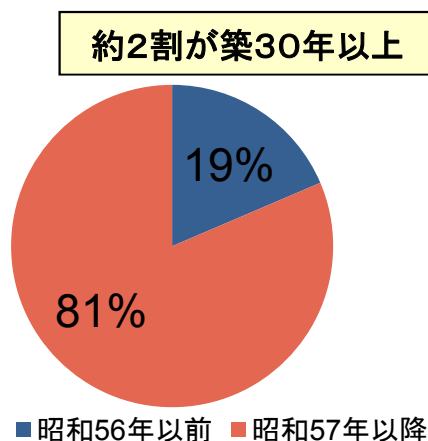
* 大阪圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

出典：国勢調査

国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

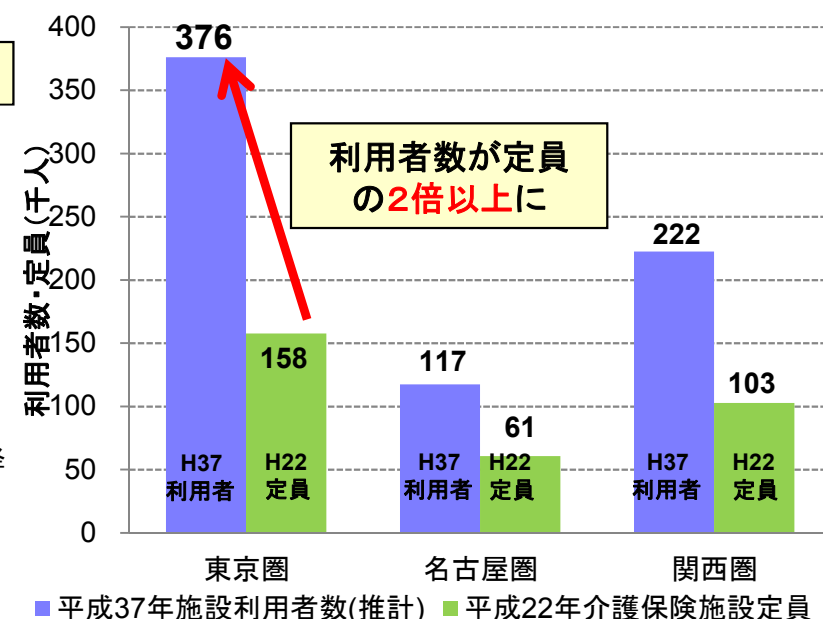
福祉施設の老朽化・不足

■竣工年別の福祉施設数 (東京都)



出典：東京都社会福祉協議会調査

■平成37年の介護保険施設利用者数(推計)と施設定員数



出典：「平成24年度首都圏整備に関する年次報告」より作成

3.都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

背景

- 地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

●立地適正化計画（市町村）

- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- 外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- 民都機構による出資等の対象化 **予算**
- 交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- 市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

○公的不動産・低未利用地の有効活用

- 市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 附置義務駐車場の集約化も可能
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- 歩行空間の整備支援 **予算**

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

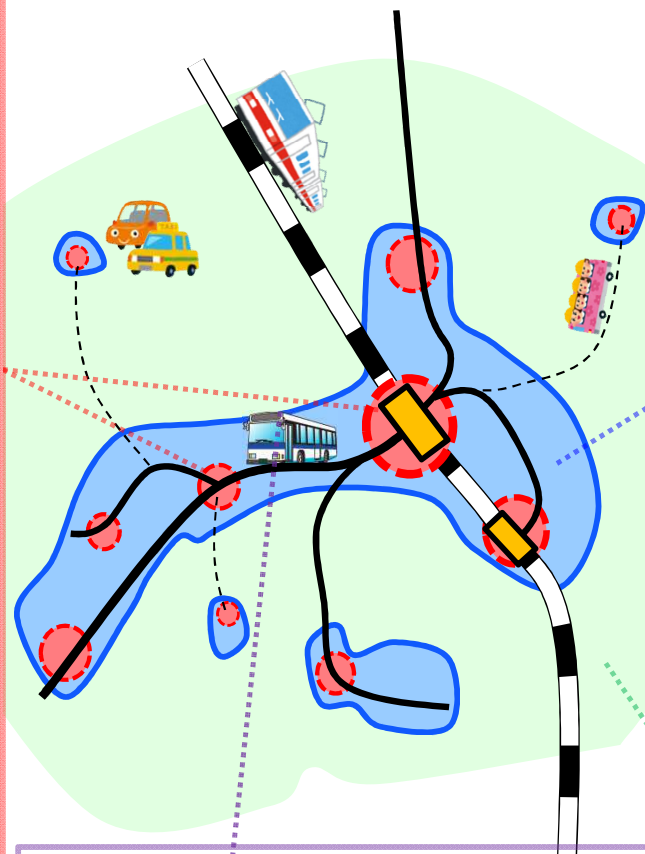
- 区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- 市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- 都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- 跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**



公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- 都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

(参考)改正地域公共交通活性化再生法の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

平成26年11月20日施行

目標

本格的な人口減少社会における
地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワーク
を再構築

改正地域公共交通活性化再生法 の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

...

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が地方公共団体の
支援を受けつつ実施

地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画

...

地方公共団体が事業者
等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

4. 国土のグランドデザイン2050・・・コンパクト+ネットワーク

趣 旨

- 本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有
- 2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示す

時代の潮流と課題

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 急激な人口減少、少子化 | ④ 巨大災害の切迫、インフラの老朽化 |
| ② 異次元の高齢化の進展 | ⑤ 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題 |
| ③ 都市間競争の激化などグローバル化の進展 | ⑥ ICTの劇的な進歩など技術革新の進展 |

キーワードは 『コンパクト+ネットワーク』

質の高いサービスを効率的
に提供

新たな価値創造

基本戦略(抄)

(1) 国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築

都市において、都市機能や居住機能を都市の中心部等に誘導し、再整備を図るとともに、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を図り、コンパクトシティの形成を推進。

5. 国土形成計画の見直し

○2050年を見据えた「国土のグランドデザイン2050」を踏まえ、人口減少化においても多様な地域のポテンシャルを最大限生かし、成長力を絶えず生み出す国土の戦略的なビジョンを再構築するため、国土形成計画（全国計画・広域地方計画）の見直しを進める。

○現在、国土審議会計画部会を立ち上げ審議中であり、平成27年夏頃、最終報告を取りまとめ予定。

新たな国土形成計画（全国計画）中間整理案（抄）

※平成26年12月16日 国土審議会計画部会資料より

第1章 国土に係る状況の変化

第2章 国土の基本構想

第1節 対流促進型国土の形成

第2節 **重層的かつ強靱なコンパクト+ネットワーク**

第3節 地域別整備の方向

第4節 東京一極集中の是正と東京圏等の位置付け

様々な「コンパクト+ネットワーク」が国土全体に重層的に広がる。生活サービス機能から高次都市機能、国際ビジネス機能まで提供され、イノベーションを創出するとともに、災害に対しても強くしなやかな国土構造を実現

第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性

第1節 **グローバルに羽ばたき、ローカルに輝く国土**

第2節 安定した社会を支える安全・安心な国土

第3節 国土を支える参画と連携

第4節 横断的な視点

○医療、福祉、商業等の都市機能や居住機能の集約の誘導、立地の適正化の推進

○公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備

まち・ひと・しごと創生に向けた「都市再生特別措置法」と「地域公共交通活性化再生法」を活用した「コンパクト＋ネットワーク」の取組

都市再生特別措置法一部改正法 平成26年 8月 1日施行
地域公共交通活性化再生法一部改正法 平成26年11月20日施行

○都市再生特別措置法一部改正法や地域公共交通活性化再生法一部改正法の施行にあわせて全国10ブロックにおいて、地方公共団体や交通事業者向け都市・交通合同説明会を2度にわたり開催するなど、**制度普及に向けて多様な場での情報提供や相談・支援等**を実施し、**約10,000人に説明**。

○引き続き、本省職員の派遣による現地支援等の取組みを通じて、市町村等を総合的に支援し、まちづくりと交通の更なる連携と計画策定に向けた動きを加速。

都市と交通の連携による支援

○本省内に**都市と交通の合同プロジェクトチーム**設置(平成26年5月21日)
両制度を共同で運用し、本省・整備局・運輸局による現地支援も実施。
ブロックごとに本省の地区担当※を定め、意欲ある都市を支援。

※本省地区担当
都市・交通それぞれ官・補佐等1名、係長等1名

地域に身近な相談体制を構築

○整備局等・運輸局に**ワンストップの相談窓口設置**(全国での説明会で周知徹底)
地域に身近なワンストップ窓口できめ細かに対応

情報提供とノウハウの蓄積・共有

○制度の内容や活用方法等に関する**説明会をブロックごと**に開催
○地方公共団体等の要請に応じて説明会等に本省職員を派遣
○今後、先行事例のノウハウを蓄積・共有し、取組を広く展開



第1回都市・交通合同説明会の様子
(中国ブロック)

7. 立地適正化計画の作成に取り組む都市

○現在、立地適正化計画の作成について、高崎市、富山市、久留米市、熊本市等の合計62都市が具体的検討の意向を表明。

〈立地適正化計画の方向性〉

久留米市 検討例

都市マスに、将来の都市構造として『コンパクトな市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造の形成』を位置付け

久留米市都市計画マスタープラン

中心拠点

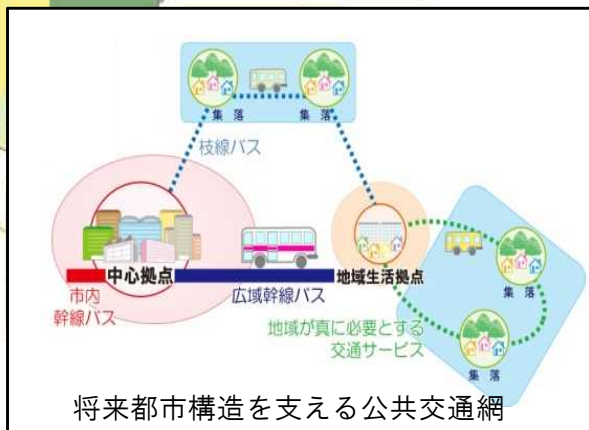
- ・高度な生活サービスの提供
- ・広域交通の玄関口として各地域と連携



久留米シティプラザ
老朽化した市民会館の更新に
合わせ機能の高度化・再配置

地域公共交通軸

- ・各拠点間のネットワーク強化
- ・バス路線の見直し検討・実施



地域生活拠点

- ・各地域が培ってきた歴史や文化・個性を活かした地域生活拠点の維持・形成

高崎市 検討例

都市マスに、将来の都市構造として『多核連携都市の形成』を位置付け

高崎市立地適正化計画素案

都市機能誘導区域 (地域中心拠点)

居住誘導区域になり
得るエリア(検討中)

公共交通軸

基幹バス



都市機能誘導区域 (中心拠点)

総合保険センター
老朽化した施設の更新に
合わせ機能の高度化・再配置



公共交通軸

- 鉄道
- 基幹バス
- 環状基幹バス



上信電鉄新駅
(H26.12開業予定)

(参考) 立地適正化計画を作成する意向を表明している市町村  国土交通省

都道府県	市町村
北海道	札幌市
	釧路市
青森県	青森市
	弘前市
	むつ市
岩手県	花巻市
	金ヶ崎町
福島県	福島市
茨城県	牛久市
栃木県	宇都宮市
	那須塩原市
群馬県	高崎市
埼玉県	鳩山町
千葉県	流山市
神奈川県	相模原市
新潟県	見附市
	胎内市
富山県	富山市
	小矢部市
	入善町
石川県	輪島市

都道府県	市町村
福井県	大野市
	鯖江市
	越前市
長野県	長野市
	松本市
	小諸市
	駒ヶ根市
	千曲市
静岡県	浜松市
	三島市
	伊豆の国市
滋賀県	野洲市
大阪府	高槻市
	枚方市
	大東市
	箕面市
	門真市
	東大阪市
兵庫県	朝来市
奈良県	葛城市
和歌山県	新宮市

都道府県	市町村
鳥取県	鳥取市
岡山県	高梁市
広島県	広島市
	府中市
山口県	宇部市
	萩市
	周南市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
	八幡浜市
	伊予市
高知県	土佐市
福岡県	久留米市
	飯塚市
	行橋市
長崎県	大村市
熊本県	熊本市
	天草市
宮崎県	都城市
鹿児島県	鹿児島市

合計62都市

※着色部分は地域公共交通網形成計画の作成について具体的検討の意向を表明している市町村

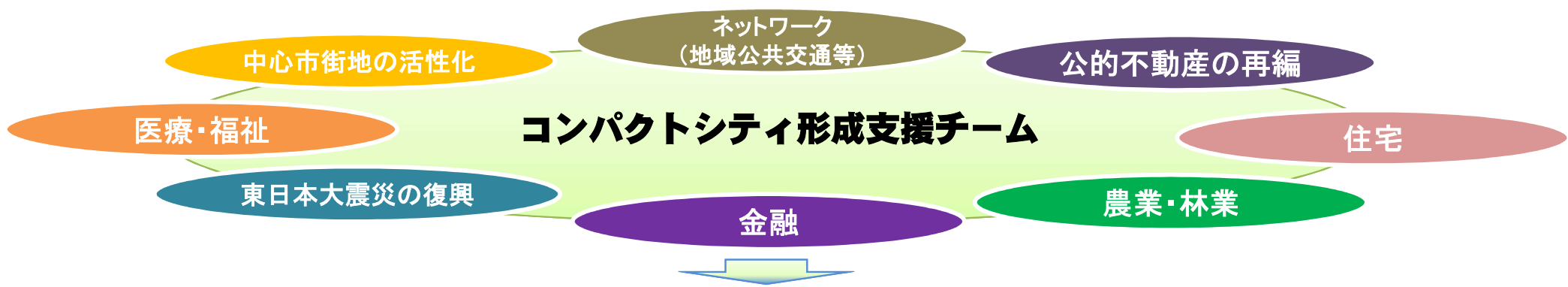
主な政策パッケージ

4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

- 都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要。
- 都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要。
- 関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設け、強力な支援体制を構築。
- 2020年までに立地適正化計画を作成する市町村数を150市町村、地域公共交通網形成計画の策定総数100件を目指す。

関係省庁をあげて、横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援



- 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 国の制度・施策へのフィードバック
- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 政策に関する情報発信

9. コンパクトシティ形成支援チームの設置 (平成27年3月19日) 国土交通省

コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁をあげて市町村の取組を強力に支援

チームメンバー

チームリーダー	国土交通省	大臣官房審議官 (都市局担当)
副チームリーダー		総合政策局公共交通政策部長
構成員	内閣官房	まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
	復興庁	統括官付参事官
	総務省	自治行政局市町村課長
		自治財政局財務調査課長
	財務省	理財局国有財産企画課長
	金融庁	監督局総務課長
	文部科学省	大臣官房政策課長
	厚生労働省	医政局地域医療計画課長
		雇用均等・児童家庭局 保育課長
		老健局高齢者支援課長
	農林水産省	農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長
経済産業省	商務情報政策局商務流通保安グループ中心市街地活性化室長	
国土交通省	総合政策局公共交通政策部交通計画課長	
	住宅局 住宅政策課長	
	都市局 都市計画課長	

事務局：国土交通省

- 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 国の制度・施策へのフィードバック
- 政策に関する情報発信

(参考) 地域公共交通との連携

現状：地域の大切な公共交通の維持・確保が厳しい状況

市街地の拡散・人口減少

公共交通の
利用者の減少

公共交通事業者の
経営悪化

負のスパイラル

公共交通サービス
水準の低下

いずれのバス路線も
低頻度の運行回数

マイカーが主要な移動手段

拡散した市街地

中心駅

拠点エリア

公共交通空白地域

これからの姿：利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまち

公共交通沿線に居住を誘導 コンパクトシティ+ネットワーク

持続安定的な
公共交通事業の確立

都市の持続可能性
が確保

拠点間を結ぶ
交通サービスを充実

拠点エリアへの
医療、福祉等の
都市機能の誘導

拠点エリアにおける循環型の
公共交通ネットワークの形成

公共交通沿線へ
の居住の誘導

コミュニティバス等による
フィーダー(支線)輸送

歩行空間や自転車
利用環境の整備

乗換拠点の
整備

デマンド型
乗合タクシー等
の導入

立地適正化計画

地域公共交通再編実施計画

連携

好循環を実現

(参考) 公的不動産の再編との連携

公的不動産の課題と取組の方向性

※公的不動産は我が国の全不動産の1/4の資産規模を占める

公共施設等総合管理計画の策定

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

地方公共団体においては、

- 人口減少や少子高齢化の進展
- 将来の公共施設等の維持管理・更新費用の増大

が見込まれること等を踏まえ、

公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要

- 総務省からの要請により、地方自治体の98%が平成28年度までに策定予定
- 主に財政負担の軽減・平準化を目的として、**公共施設の更新・統廃合・長寿命化**等を計画的に実施

「コンパクトなまちづくり」と「公的不動産の再編」との連携

○公的不動産の再編にあたっては、住民の利便性や公共投資の効率性の維持・向上を図るため、**コンパクトなまちづくりと連携して実施することが重要**

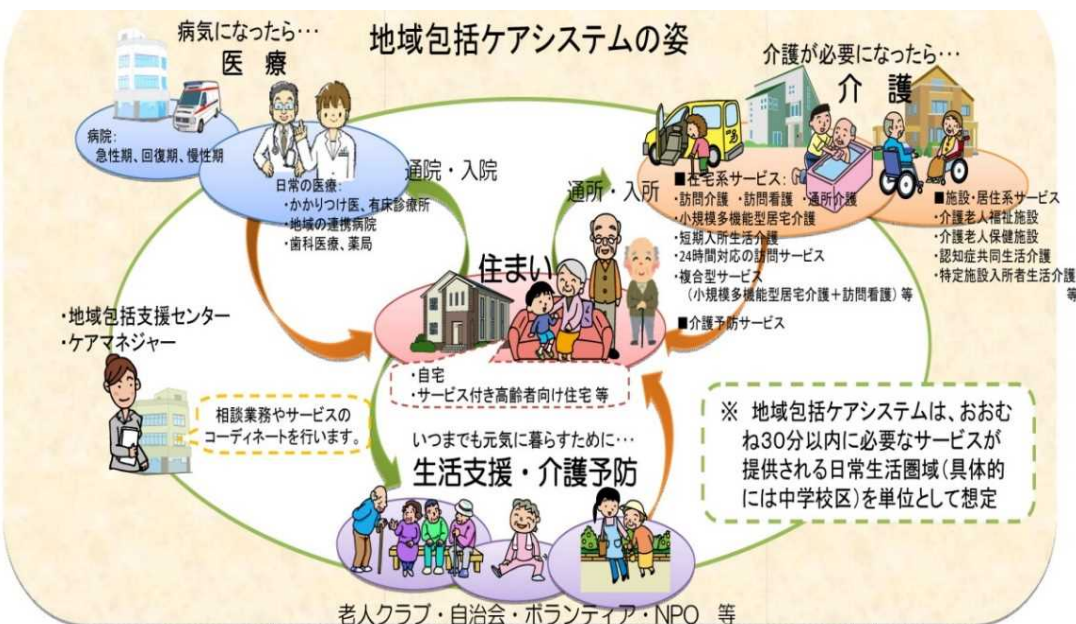
- 例) ・庁舎、公民館等の公共施設を重要な都市機能と捉え、再編にあたり拠点への集約化を図る
 ・低未利用の公有地を必要な施設整備の種地として活用

○国土交通省では、「**まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン**」を発出 (H26.4)

「地域包括ケアシステム」の実現

○地域における医療・介護体制の見直し

2025年を目途に医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「**地域包括ケアシステム**」の構築に取り組む
(概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域)

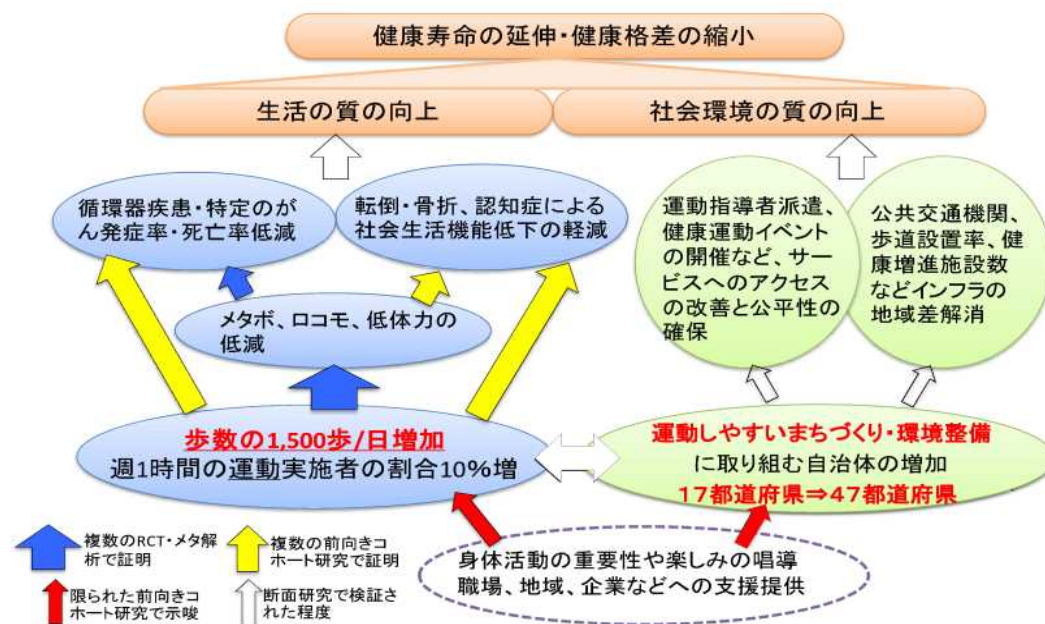


住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供
(団塊世代が75歳以上になる2025年を目標)

健康日本21(第二次) 平成25年～

○国民の健康の増進の総合的な推進

生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現



日常生活における歩数の増加、運動習慣者の割合の増加、
住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加

○ **医療や介護など様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供されるコンパクトなまちづくりが重要**

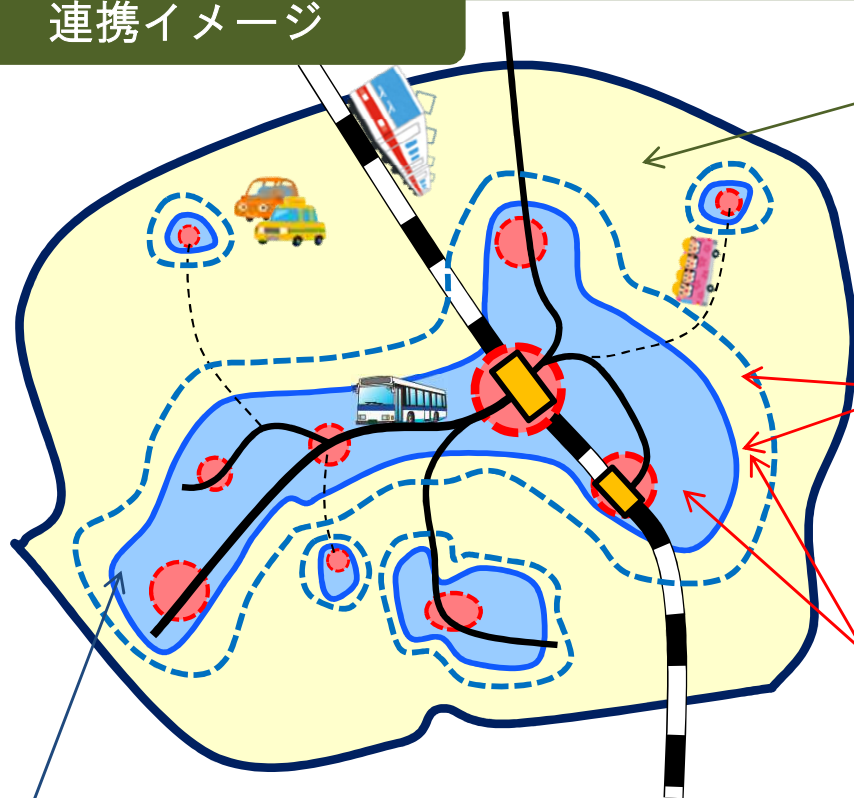
○ 国土交通省では、平成25年5月に「健康・医療・福祉まちづくり研究会」を起ち上げ、学識、地方公共団体、内閣官房、厚生労働省との議論を重ね「**健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン**」を策定。

(参考) 農業振興施策との連携

まちづくりと農業振興施策との連携の必要性

- 都市の景観形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての多様な役割を果たすことが期待される市街地周辺の農地等については農業振興施策と都市計画との連携等により保全することが重要。
- 都市計画区域内の農地等は、都市に残された貴重な緑の資源として保全すべきであり、コンパクトシティの形成にあたっては、居住誘導区域外において農業振興施策等との連携を検討するなど、地域全体に目配りをした施策が重要。

連携イメージ



立地適正化計画による居住や都市機能の誘導

農業振興施策の実施

都市農業の振興



市民農園の整備支援



都市公園として市民農園を整備する際の
用地買収、施設整備を支援

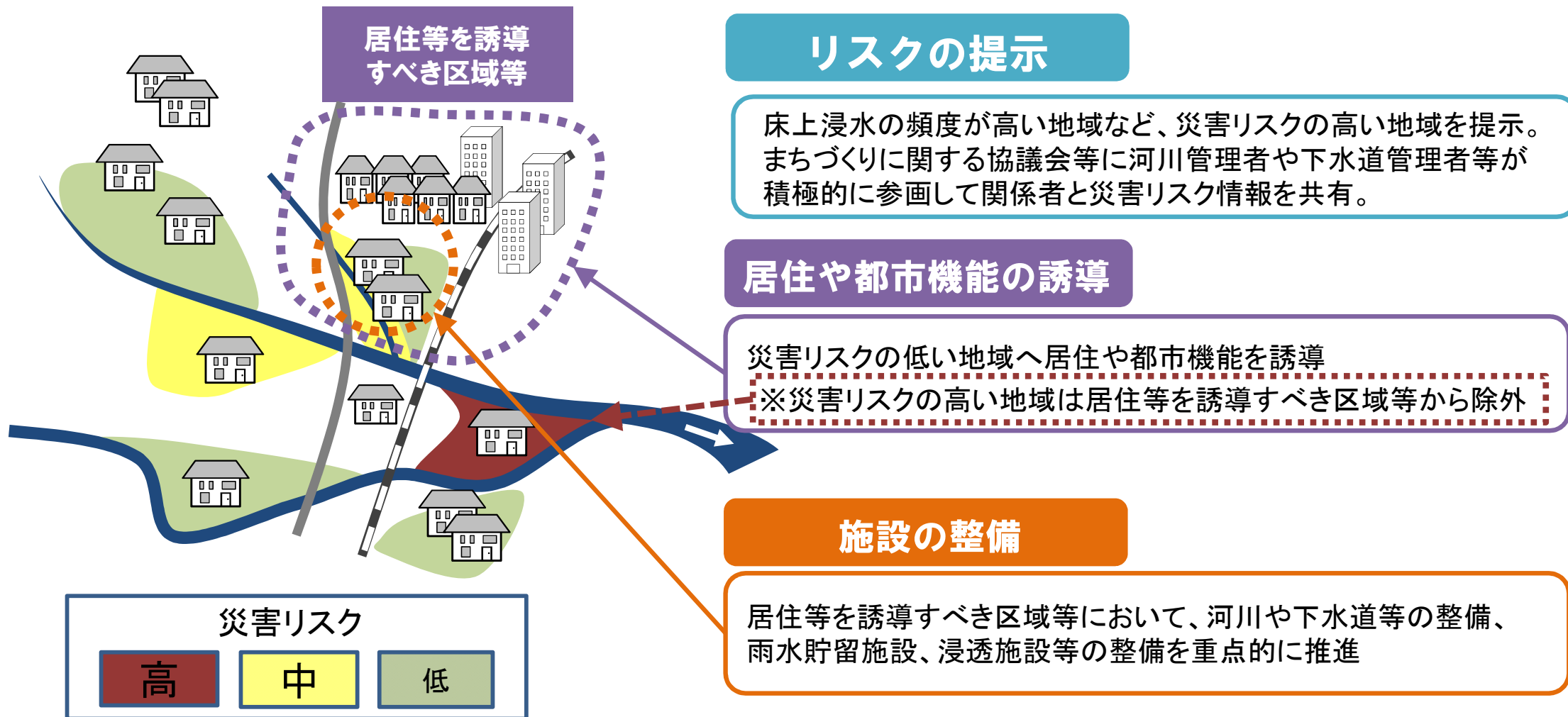
福祉農園の整備支援

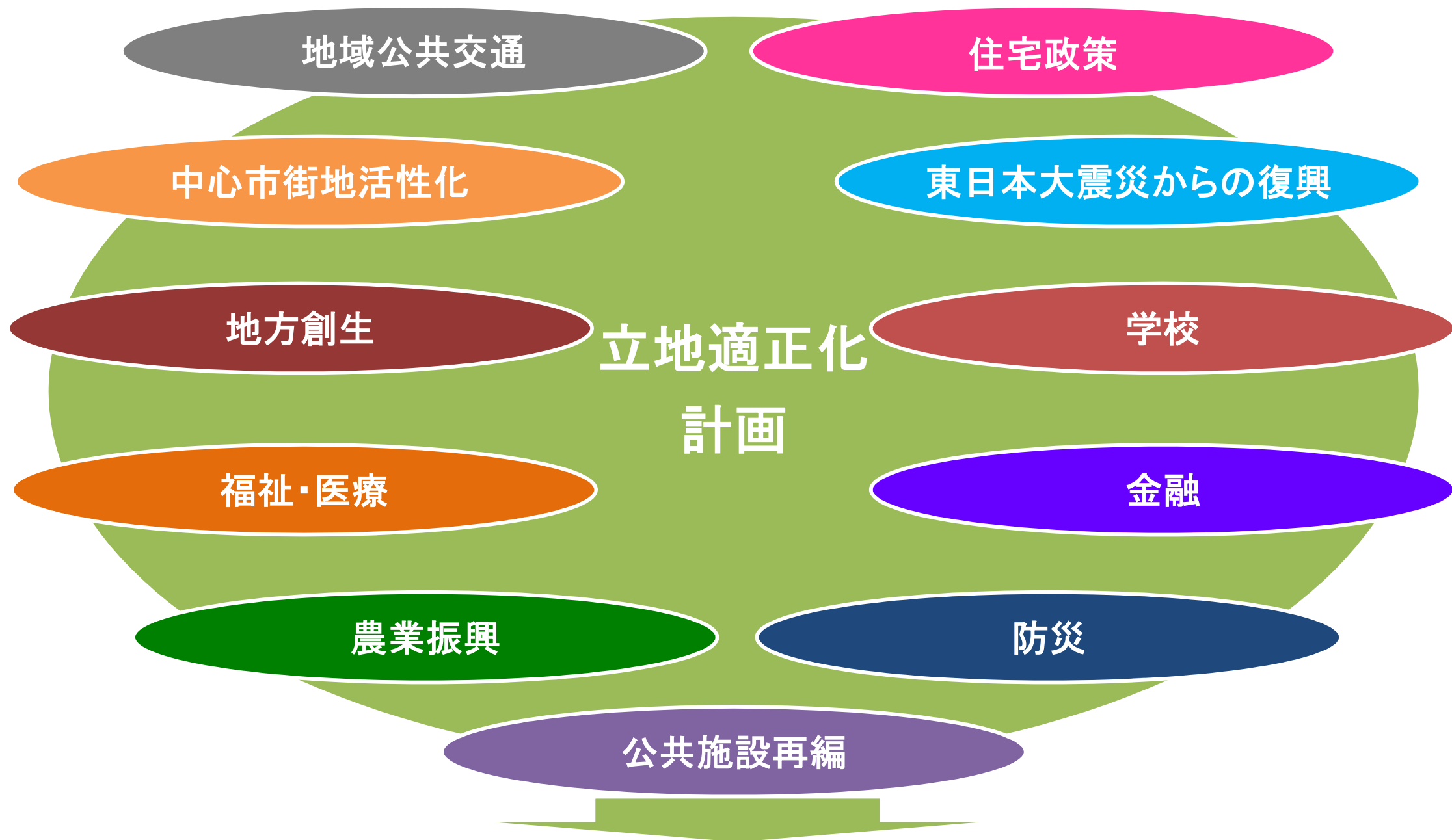


障害者福祉農園、高齢者福祉農園を整備
する際のハード・ソフト両面への支援

○コンパクトシティの形成に取り組むにあたっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進することが重要。

○災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地域については、災害リスクを軽減するために河川、下水道等の整備を重点的に推進することが重要。

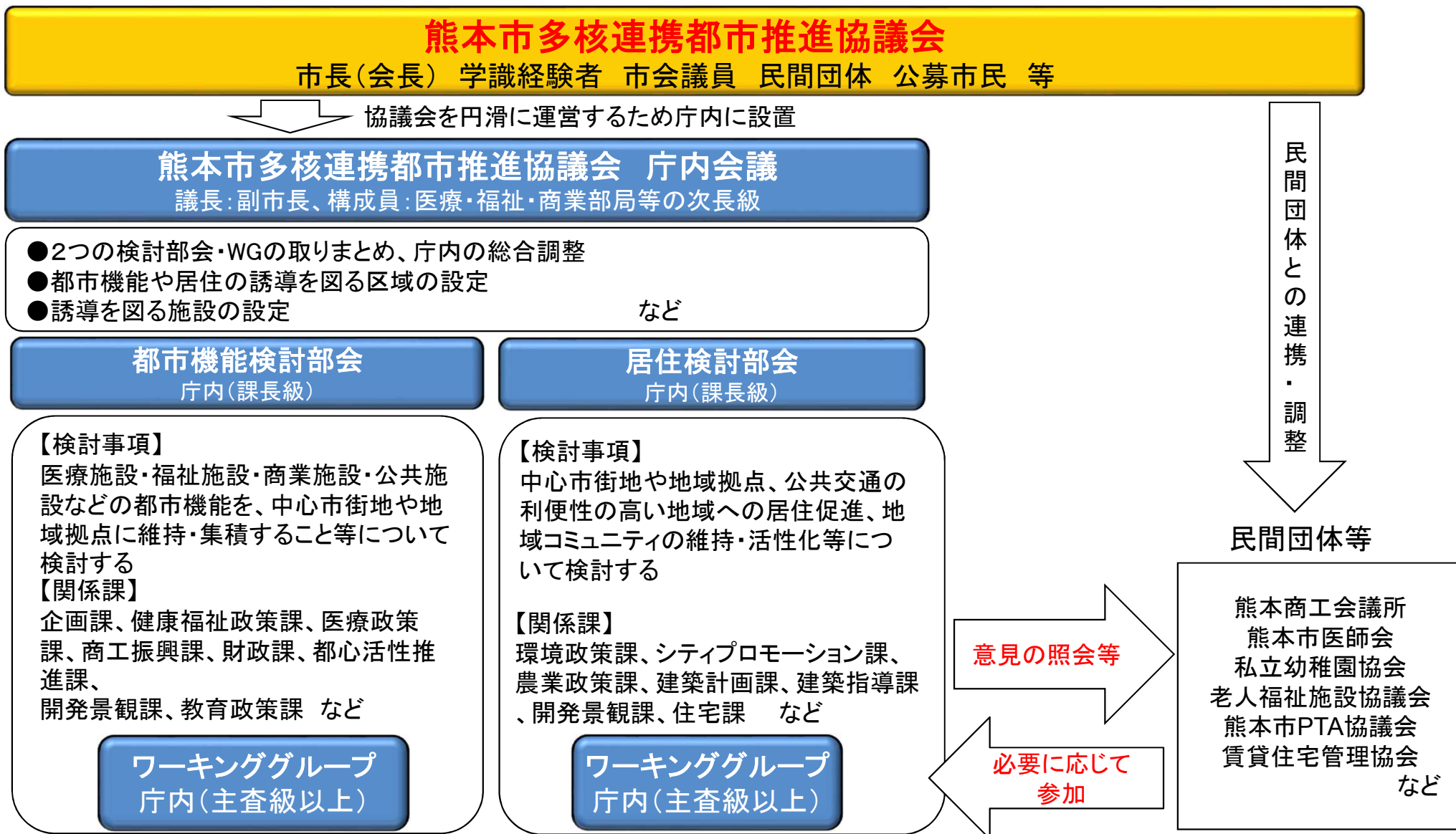




地方公共団体においても庁内関係部局の連携を図ることが重要

11. 地方自治体における関係部局間の連携の例・・・熊本市

- 熊本市では、立地適正化計画の作成にあたり、幅広い関係者と議論を行うため、市長を座長とする協議会を設置予定であり、多様な視点を計画に反映。
- また、協議会設置に先立ち、平成26年度に医療・福祉・商業部局等の庁内関係部局の職員を構成員とする庁内会議等を開催し、関係施策との連携を推進する体制を構築。



12. 当面のスケジュール

◆ 3月19日 第1回 コンパクトシティ形成支援チーム会議 (実施済)

- コンパクトシティ形成支援チームの設置について
- コンパクトシティの形成に向けた基本認識について
- 関係省庁施策内容の共有



◆ 4月10日 第2回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

- 地方公共団体に対する関係省庁のコンパクトシティ形成に向けた政策に関する説明会



◆ 5月中旬 ブロック別相談会

国土交通省がコンパクトシティの形成に取り組む地方公共団体とのブロック別相談会を実施



◆ 5月下旬又は6月上旬 第3回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

- 地方公共団体の取組状況等の共有 (ブロック別相談会の報告)
- 地方公共団体からのヒアリング (課題やニーズの吸い上げ・共有等)

13. コンパクトシティの形成に向けた地域に身近な相談窓口

○コンパクトシティの形成に向けた地域に身近な相談窓口を、地方整備局等と地方運輸局等に設置。コンパクトシティ形成支援チームに関する事項についても本相談窓口で対応。

<コンパクトシティ全般や立地適正化計画等について>

<地域公共交通網形成計画等について>

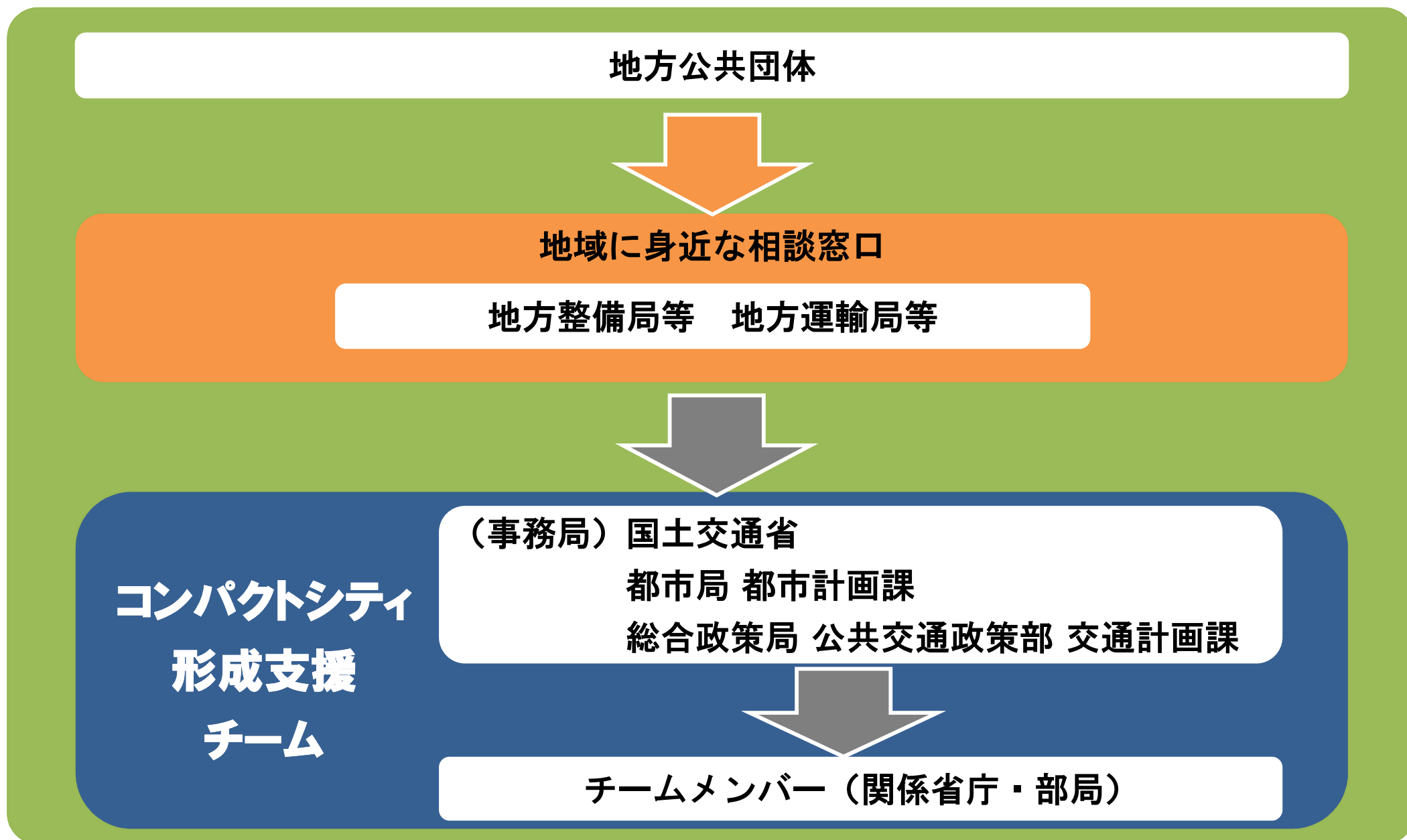
機関名	担当課	電話番号
北海道開発局	事業振興部都市住宅課	011-738-0234
東北地方整備局	建政部都市・住宅整備課	022-225-2016
関東地方整備局	建政部都市整備課	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部都市・住宅整備課	025-280-8755
中部地方整備局	建政部都市整備課	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部都市整備課	06-6942-1081
中国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	082-511-6194
四国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	087-811-8315
九州地方整備局	建政部都市・住宅整備課	092-471-6355 (内線 6165) ※
沖縄総合事務局	開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-1910

機関名	担当課	電話番号
北海道運輸局	企画観光部交通企画課	011-290-2721
東北運輸局	企画観光部交通企画課	022-791-7507
関東運輸局	企画観光部交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局	企画観光部交通企画課	025-285-9151
中部運輸局	企画観光部交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局	企画観光部交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局	企画観光部交通企画課	082-228-8701
四国運輸局	企画観光部交通企画課	087-835-6356
九州運輸局	企画観光部交通企画課	092-472-2315
沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

どちらに相談して良いか分からない場合は、どちらにご連絡を頂いても適切に対応致します。

※ 電話番号に続けて内線番号を入力下さい。

相談窓口イメージ図



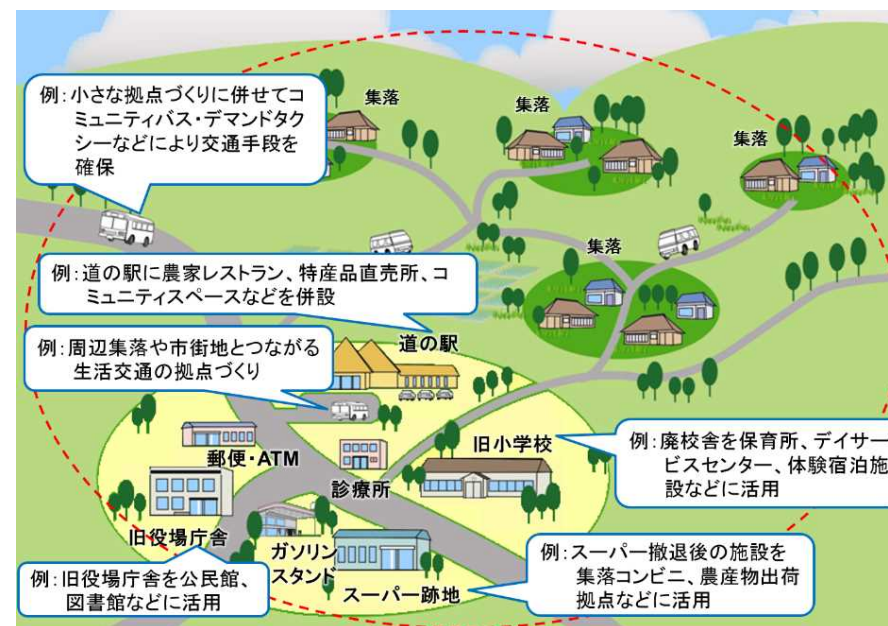
15. 「小さな拠点」の形成の推進

国土のグランドデザイン2050 (平成26年7月4日公表)

○2050年を見据え、未来を切り開いて行くための国土づくりの理念や考え方を示す

○基本戦略に「小さな拠点」を位置付け

集落が散在する地域において、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつないだ「小さな拠点」を形成する。



まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成26年12月27日閣議決定)

○人口減少問題の克服等のため、政府は昨年末に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。

【基本的考え方】 地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという好循環を確立することが急務

○「まちの創生」の政策パッケージに「小さな拠点」を位置付け

◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

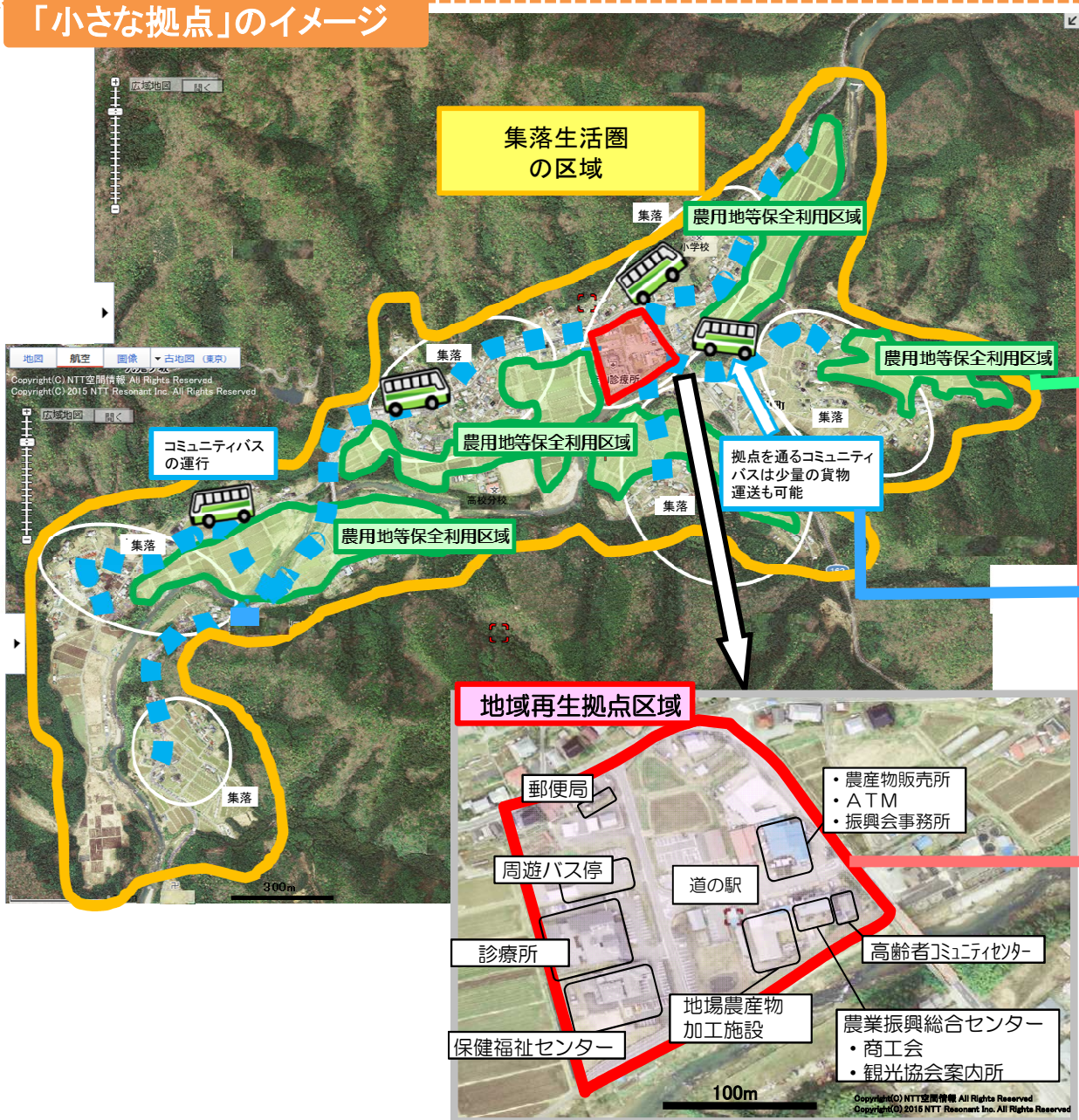
そのため、市町村において、土地利用計画の要素とサービスを維持するための体制づくりの内容を持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)整備の構想を策定し、この構想に基づき、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成を推進していく。

地域再生法の一部を改正する法律案の概要：「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
 - ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 法律

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定
 - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場製品の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導
- ➡ 農地転用許可のワンストップ・開発許可の特例

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 法律

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定
 - ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
 - ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 法律

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け
 - ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等)

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 法律

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に
 - ➡ 地域再生戦略交付金の直接の支援対象に

小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援
 - ➡ 地方版総合戦略に関する施策の実施を明確な政策目標の下で支援 (地方創生先行型交付金【26年度補正予算1700億円】)
 - ➡ 既存の補助金等の支援制度の“すき間”を埋めて効果を高める財政支援 (地域再生戦略交付金【26年度補正予算50億円、27年度予算70億円】)